

電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方

令和 4 年 9 月 7 日
原子力規制庁

1. 趣旨

本議題は、電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方について諮るものである。

2. 事業者からの提案

本年度におけるこれまでの電力会社経営層との意見交換¹において、事業者から示された審査効率化に関する提案を整理すると、主なものは以下のとおり（個別の発電所に特有の課題に関するものは除く。）。

- 提案 1 できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示
- 提案 2 公開の場における「審査の進め方」に関する議論及び共有
- 提案 3 審査会合における論点や確認事項の書面による事前通知
- 提案 4 原子力規制委員又は原子力規制庁職員の現地確認の機会を増加
- 提案 5 基準や審査ガイドの内容の明確化

3. 提案に対する対応方針

新基準適合性審査チームは、平成 25 年 7 月 10 日第 14 回原子力規制委員会において報告した「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」等を踏まえて審査を進めている。

上記 2. の事業者からの提案を踏まえ、今後の審査の進め方等について、以下のとおり対応方針を整理したので、了承いただきたい。

(1) 「できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示」（提案 1、3、5）

① 確認事項及び論点の提示

- ・ 審査会合における原子力規制庁からの指摘が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認した上で、必要に応じて文書化する。
- ・ 事業者から基準や審査ガイドが不明確と指摘があった場合は、審査会合において要求事項等を確認し事業者と共通理解を図る。

¹ 北海道電力株式会社：令和 4 年 4 月 12 日、東北電力株式会社：令和 4 年 8 月 17 日、電源開発株式会社：令和 4 年 8 月 24 日、中部電力株式会社：令和 4 年 9 月 2 日、北陸電力株式会社：令和 4 年 9 月 5 日

② 審査会合の開催頻度等の改善

- ・ これまでは、ヒアリングで資料内容の事実確認を2回程度行った上で審査会合を実施しているが、重要な論点があるなど早期に議論を行うことが必要な内容については、ヒアリング回数に関わらず、柔軟に審査会合を開催する。
- ・ 試験、評価等に時間を要する案件については、できる限り手戻りがなくなるよう、事業者の対応方針を確認するための審査会合を頻度高く開催する。
- ・ 審査会合は原則として委員出席の下で行うが、委員の了解を得た上で、委員が出席できない場合でも審査会合を開催することを可能とする。

③ 事業者による提出資料の工夫

- ・ 地震・津波等のハザード審査においては、基準に適合すると判断した論理構成の全体像をフロー等により明示するとともに、論理構成の基となる科学的データが論理構成のどこに使われているのか明示するなど、基準に適合する根拠を具体的に示した資料作成を求めることとする。
- ・ 特に、事業者が新たなデータ等に基づき、検討方針を追加又は変更した場合には、追加・変更点を明確にした上で、論理構成の変更の有無及びその妥当性等について丁寧な説明を求めることとする。

(2) 「公開の場における「審査の進め方」に関する議論及び共有」(提案2)

- ・ 事業者が資料準備に時間を要する審査項目については、準備期間や対応方針を審査会合で確認する。
- ・ 特に、対応方針を変更することなどにより他の審査項目に影響を与えるものについては、できる限り手戻りがなくなるよう、早期に論点を明確化し、共通の理解となるよう議論する。

(3) 「審査会合における論点や確認事項の書面による事前通知」(提案3)

- ・ 指摘事項については、透明性の確保の観点から、これまでどおり審査会合で提示することとし、審査会合の開催時期を逸することなく柔軟に開催し論点を明示していく。
- ・ また、審査会合における原子力規制庁からの指摘が事業者と共通理解となっているかを審査会合で確認した上で、必要に応じ文書化する。(再掲)

(4) 「原子力規制委員又は原子力規制庁職員の現地確認の機会の増加」(提案4)

- ・ 事業者から現地確認の提案があった場合には、審査会合での議論の前提となる認識を共有化するため、審査資料上議論のある論点等を踏まえて、必要に応じて原子力規制委員会職員による現地確認の機会を設ける。

(5) 「基準や審査ガイドの内容の明確化」(提案5)

- ・ 上記3.(1)①の対応に加え、審査実績を踏まえた基準類の明確化を図る。
- ・ なお、令和元年度第52回原子力規制委員会(令和2年1月15日)において、原子力規制庁内及び被規制者から意見・提案を収集し分野ごとに整理すること、また、

被規制者からの意見・提案は ATENA から聴取すること等の進め方が了承され、毎年度一回、ATENA から聴取²を行っている。

<参考資料>

- 参考 1 新規規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について（平成 25 年 7 月 10 日第 14 回原子力規制委員会）
- 参考 2 審査の透明性向上に向けた対応策について（平成 30 年 6 月 6 日第 13 回原子力規制委員会）
- 参考 3 原子力施設に係る審査全般の改善策について（第 2 回）（令和 2 年 2 月 19 日第 64 回原子力規制委員会）
- 参考 4 当面の審査会合等の進め方について（令和 2 年 4 月 8 日第 6 回原子力規制委員会）

² 令和 2 年度：26 件（令和 2 年 8 月に聴取）、令和 3 年度：1 件（令和 3 年 3 月に聴取）

第 12 回主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会（令和 3 年 6 月 10 日）資料 2（ATENA 作成資料）において「審査経験・実績の反映による規制基準の継続的な改善への対応」を含め、ATENA が取り組んでいる課題一覧が掲げられている。

新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について

平成25年7月10日
原子力規制庁

7月8日に施行された新規制基準に対し、事業者から提出された原子炉設置変更許可申請等に対する審査については、次の通り進めることとする。

1. 基本的進め方

- 関西電力(株)大飯発電所3・4号機の現状評価に関する進め方を踏襲し、審査作業を進める。
- 地震・津波等に関する事項は島崎委員、プラントに関する事項は更田委員が担当し、原子力規制庁が事務局を務める。

2. 審査会合の実施

- 審査のため、担当委員出席の下、審査会合を開催することとする。(7月16日に最初の会合を開催する予定。)
- 審査会合は、一般傍聴及びネット中継により公開することとし、資料も原則公開とする。ただし、議事進行の妨げになるような発言をした傍聴者については退場を求め、次回以降の傍聴を認めない。また、議場が混乱するような事態が発生した場合には、以降の一般傍聴を行うかにつき、改めて検討する。
- 審査の過程において、メーカーからの意見を聞く場合や、担当委員の判断の下、外部専門家の意見を聞く場合がある。

3. ヒアリングの実施

- 審査会合に加え、申請書の記載内容に関する事実確認等を実施するため、ヒアリングを適宜実施する。
- ヒアリングについては議事概要を公開するとともに、資料も原則公開とする。ヒアリングにおける事業者とのやりとりに関して、誤解や認識のずれを避けるため、事業者等が作成した記録等については有効性がないことにつき、事業者に同意を求める。なお、事業者は、原子力規制庁が公開したヒアリングの議事概要について意見がある場合には、一定期間内に意見を申し出ることができることとする。

(参考)

7月8日に提出された申請

北海道電力(株)	泊発電所1・2号機(B)、泊発電所3号機(C)
関西電力(株)	高浜発電所3・4号機(C)、大飯発電所3・4号機(A)
四国電力(株)	伊方発電所3号機(A)
九州電力(株)	川内原子力発電所1・2号機(B)

※発電所名後の記号は、当面の規制庁内の担当審査チーム(A～C)を示す。

審査の透明性向上に向けた対応策について

平成30年6月6日
原子力規制庁

1. 背景と趣旨

(1) これまでの取扱い

実用発電用原子炉に関する新規制基準適合性の審査は、設置変更許可、工事計画認可、保安規定変更認可に係るものにより構成される。これら許認可に係る審査では、事業者の申請に対し、記載内容等に関する事実確認を行った上で、それぞれ対応する規制基準条文への適合性を確認（判断）している。

①許可に係る審査の取扱い

このうち設置変更許可に係る審査における適合性の確認は、原則として担当の原子力規制委員が出席する公開の審査会合で行うこととし、特定重大事故対処施設に係る審議等一部について非公開の審査会合で取り扱う、あるいは、案件等に依っては委員が出席しない審査会合を行うとの取扱いをしてきた。

また、審査会合に先立って、事業者資料の記載内容等の事実確認等を実施するために事務局でヒアリングを実施するが、当該ヒアリングは基準適合性の確認を行うものではなく、また、必要に応じ随時開催するものであることから非公開とし、事後に議事概要及び資料を公開してきた。

②認可に係る審査の取扱い

認可にかかる審査は、許可がなされた方針の下で個々の施設等が技術基準を満たすことを確認する実務的なものであることから、記載内容等の事実確認や基準適合性の確認といった審査プロセスの段階に応じた取扱いの差を設けず、事務局による会合を通じて審査を行ってきた。その際、審査結果の取りまとめ段階等節目の機会に審査会合を開催してきた。

(2) 原子力規制委員会からの問題提起

平成 30 年度第 5 回原子力規制委員会（平成 30 年 4 月 25 日）において、公開の会合に先立って実施する事務局ヒアリングは多数回実施するべきものではないこと、事業者が公開会で提示する予定の資料を事前の事務局ヒアリングで改善させるかのごとくの作業は止めるべきであること、ヒアリング偏重にならないようにすること等の指摘がなされた。

当該指摘を踏まえ、審査の透明性の一層の向上のため、以下の改善を行うこととしたい。

2. 改善の方向性

(1) 許可に係る審査の取扱い

- 許可に係る審査については、基準適合性の確認は審査会合で実施するものであり、事前のヒアリングは事業者資料の記載内容等の事実確認等のためであって当該資料を改善させるためのものではなく、最低限に止めるとの方針を、審査に携わる原子力規制庁職員に改めて周知する。
- 当該方針の履行を徹底するため、審査会合前のヒアリングは、同一案件については目安として 2 回までとし、それ以上のヒアリングが必要と考えられる場合であっても、その時点で一度、公開の審査会合において取り上げることとする。
- 事業者の調査検討や資料準備が長期にわたるケースや、特定重大事故対処設備等にかかる案件等非公開会合での審議が続くケース等のため進捗が見え難くなること等を避けるため、新規制基準に係る全ての許可案件について、数ヶ月に 1 回など一定期間毎に公開の審査会合に事業者の出席を求め、状況を報告させるとともに、未解決の論点については規制側と事業者側のどちらがボールを持っているかを確認することとする。

(2) 認可に係る審査の取扱い

- 認可に係る審査は、これまで通り事務局を中心とする会合を通じて実施し、進捗状況等に
応じ、公開の審査会合に付議することとするが、透明性を高めるため、進捗状況等に依らず一定期間毎に公開の審査会合を開催し、事業者の出席を求め、状況を報告させるとともに、未解決の論点については規制側と事業者側のどちらがボールを持っているかを確認することとする。

- また、事務局中心の審査を行う中で安全上の重要な論点が出た場合や、審査方針や確認手法を明確化しておく必要がある場合等、より早い段階で公開の審査会合に付する等の工夫を行うこととする。

(3) その他

- 実用発電用原子炉以外の施設等に係る新規制基準適合性審査の取扱いについては、実用発電用原子炉に係る改善策の趣旨を踏まえつつ、審査対象施設や審査の状況に応じ、適切に対応を図ることとする。

原子力施設に係る審査全般の改善策について（第2回）

令和2年2月19日
原子力規制庁

1. 趣旨

令和元年9月25日の第31回原子力規制委員会^{※1}において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力施設（NSRR）の設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）の申請漏れ等に対する再発防止対策及び、これに併せ、他の原子力施設を含めた審査のあり方の改善策について報告するよう指示を受けた（試験研究用等原子炉施設の審査の改善については令和元年12月25日の第50回原子力規制委員会で報告済）。

さらに、原子力施設の厳正な審査を進めるうえで、新規制基準適合性審査やバックフィットを含めた多くの審査案件を処理する必要があるところ、これまでの審査実績・経験を今後の審査へ適切に反映させ確実かつ効率的な審査を行う必要がある。

以上のことから、原子力施設に係る審査全般の改善事項について報告する。

2. 原子力施設に係る審査全般の改善策

(1) 設工認等の申請漏れの防止^{※2}

設置変更許可申請に記載されている基本設計ないし基本的設計方針を担保するために必要な事項（既存設備、評価だけの設備に係るものを含む）については、後続規制である設工認や保安規定変更認可の審査において、詳細設計等を確認する必要がある。

このため、設工認等の申請に先立ち、設置変更許可申請に記載されている事項から、確認が必要なものを洗い出し、番号管理や表整理することなどを申請者に求める。また、原子力規制庁においても、その内容を確認し、設置許可申請書記載事項が後段規制に確実に反映される仕組みとする（実用発電用原子炉、試験研究用原子炉及び加工施設では既に実施している）。

(2) 審査の漏れの防止等^{※3}

設置変更許可において審査の漏れの防止、施設の特徴に応じた審査を適切に行うため、これから新規制基準適合性審査結果をとりまとめるものについて、審査で確認した事項を整理し、今後の審査において活用する（実用発電用原子炉（プラント側審査）では既に実施している）。

※1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子力施設（NSRR）その他試験研究用等原子炉施設における設計及び工事の方法等に関する申請漏れに係る調査結果等について
(<https://www.nsr.go.jp/data/000284837.pdf>)

※2 廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、保安規定を定める核燃料物質の使用施設が対象

※3 試験研究用原子炉（施設の特徴によらない共通部分）、再処理施設、実用発電用原子炉等の自然現象（地質、地震動、津波、火山事象）の審査が対象

(3) 「審査進捗状況表」の整備

一般の方からみて審査の進捗の全体像を把握しやすくなるよう、実用発電用原子炉の新規制基準の本体施設及び特定重大事故等対処施設の設置変更許可並びに再処理施設の新規制基準の事業変更許可に係る審査に関して、規制基準の条文毎に審査の進捗状況を整理した「審査進捗状況表」^{※1}を年度末までに作成し、以降定期的に公表する（別紙1、2参照）。

※1：チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。なお、本資料の記載内容は、その後の審査により、論点の追加やステイタスが前段階に戻る（例：審査進捗状況表のステイタスが④から②に変更）など、変更がありうるものであり、その旨明記する。

(4) 審査会合に先立つヒアリングのあり方

ヒアリングは、事実確認を行うものであり、議論や判断は行わない。あくまで、審査会合が論点の議論を中心とする充実したものとなるよう、その準備段階であるヒアリングを適切かつ効果的に行うことが重要である。そのため、今後、ヒアリングにおいては、申請者の基準適合性の説明内容を審査官が十分に理解するために、審査資料に関する事実確認や質問、不明確な記載の修正の指示、不足資料の提出の指示を行う。

また、ヒアリングにおいて審査の見通しや方針を伝えること、事業者の考えを誘導することは厳に慎む。そのため、担当指定職及び管理職は、ヒアリング内容を自動文字起こしソフトを用いた議事録^{※2}で確認し、ヒアリングにおいて事実確認の範囲を超えている場合は、指導・是正する。

なお、ヒアリングの回数は最低限に留める（許可については同一案件で数回）。

※2：今年度から試運用を実施している事務局ヒアリングの自動文字起こしソフトを用いた議事録の公開について、今後、録音用マイクセットなどの設備を増やしつつ、対象となるヒアリング回数を増やし、本格運用とする。

(5) 審査業務マニュアルの継続的な改善及び周知

本文書や今後策定されるものも含め、審査に関わる原子力規制委員会の決定文書等を、審査担当者に正確に理解させるため、各審査部門において、「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」^{※4}などの施設ごとに策定されている審査業務マニュアルに、都度、決定文書等を加え充実させる。また、審査担当者の異動時を含め、確実にこれを担当へ周知する。

(6) 審査の合理化

耐震Cクラスの構築物、系統及び機器に係る設工認申請^{※5}及び原子炉等規制法以外の法令に定める基準を用いて施設される耐震Cクラスの構築物、系統及び機器に係る設工

※4 「実用発電用原子炉に関する審査業務の流れについて」（原子力規制部）平成29年3月30日策定、令和元年5月30日一部改正（<https://www.nsr.go.jp/data/000183859.pdf>）

※5 実用発電用原子炉施設、廃棄物管理施設、核燃料加工施設（耐震重要度分類第3類）、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設の各施設においては、従来から耐震計算書の添付は求めていない。

認申請^{※6}の合理化については、令和元年12月25日の第50回原子力規制委員会資料^{※7}（「試験研究用等原子炉施設の審査の改善等について」）の通り。

3. その他

（1）審査官の育成

今後、BWRプラント及び特定重大事故等対処施設などの原子力施設の設工認の審査が本格化する見込みである。これら設工認の審査のうち機器耐震の審査は相当な割合を占めるが、現状、機器耐震の審査を担う審査官が不足気味である。このため、原子力安全人材育成センターで整備中の審査官の育成カリキュラムの一部（機器耐震関係）を前倒し、本年4月から研修を開始する。

（2）ペーパーレス化の推進

各種会議での配布資料のコピーなど、職員の負担軽減の観点からペーパーレス化等の業務改善を進める。

^{※6} 廃棄物管理施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設の設工認申請書においても、試験研究用等原子炉施設と同様に詳細な説明書の添付は求めない。

^{※7} 令和元年12月25日の第50回原子力規制委員会資料「試験研究用等原子炉施設の審査の改善等について」
(<http://www.nsr.go.jp/data/000295980.pdf>)

審査進捗状況表

中国電力(株)島根原子力発電所2号炉設置変更許可申請(新規制基準適合性)に係る審査状況【令和2年1月29日時点】

審査項目	ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点	
地質 (第3、4条)	敷地の地質・地質構造	④	2016/1/15	
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2017/9/29	
地震動 (第3、4条)	地下構造	④	2015/3/6	
	震源を特定して策定する地震動	④	2017/12/1	
	震源を特定せず策定する地震動	④	2014/6/27	
	基準地震動	④	2018/2/16	
	地盤・斜面の安定性	②	2019/11/22	●先行して審査を進めている防波壁が接続する地山部分については、地滑り地形が確認されたため、それに相当する地盤物性データを用いて斜面の安定性評価を実施することを要求していたところ、事業者は表層土を撤去する方針を示したため、表層土撤去後の地形、地盤構造を踏まえた安定性解析結果に基づく評価を確認していく。 ●また、今後、岩の掘削等による埋戻土や旧表土で構成されている地質が防潮堤周辺等の敷地内にあるため、液状化による影響を確認した結果を踏まえ、地盤・斜面の安定性評価を確認していく。
	耐震設計方針	②	2020/1/21	●取水槽ガントリークレーン及び耐震Bクラス配管系に新たに採用する制震装置(一軸及び三軸粘性ダンパ)について、性能の妥当性、適用範囲等について整理するとともに、解析モデルへの取り込み方法等の耐震設計の妥当性を確認していく。 ●敷地の海岸線に敷地を取り囲むように防波壁を設置し、周辺地盤を地盤改良する等により地下水の海側への流れを遮断する可能性があるため、敷地における地下水位の設定について確認していく。 ●岩の掘削等による埋戻土や旧表土で構成されている地質が防潮堤周辺等の敷地内にあるため、これらの液状化強度特性の設定の代表性、網羅性を確認するとともに、液状化による影響を考慮すべき施設とその設計方針について確認していく。
津波(第5条)	地震による津波	④	2018/9/28	
	地震以外による津波	④	2018/9/28	
	基準津波	④	2019/9/13	
	耐津波設計方針	②	2020/1/28	●防波壁の両端部の地山を津波防護上の障壁としていることから、地山に対する基準地震動及び基準津波の健全性確保について確認していく。 ●防波壁の構造及び設置状況(支持地盤、周辺地盤)を把握し、先行炉の審査実績等を踏まえ、島根原子力発電所の特性を考慮した上で防波壁の設計方針及び構造成立性について確認していく。
竜巻(第6条)	④	2019/9/12		
火山事象 (第6条)	火山事象	②	2020/1/24	●大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴い、降下火砕物の層厚についてシミュレーションによる検討の必要性の有無を含めて確認した上、設備への影響評価を確認していく。
	火山事象に対する設計方針	①	-	
外部火災(第6条)	④	2019/10/1		
その他自然現象と人為事象(第6条)	③	2019/9/12	●地滑り及び土石流に対する設備の設計方針を確認していく。	
不法な侵入(第7条)	④	2019/2/5		
内部火災(第8条)	③	2020/1/23	●ケーブル処理室の火災影響軽減対策について確認していく。	
内部溢水(第9条)	④	2019/10/29		
誤操作の防止(第10条)	④	2019/6/27		
安全避難通路(第11条)	④	2019/2/5		
安全施設(第12条)	④	2019/10/1		
全交流電源喪失(第14条)	④	2019/6/27		
SFP(第16条、23条)	④	2019/5/30		
RCPB(第17条)	④	2019/2/5		
安全保護回路(第24条)	④	2019/11/30		
原子炉制御室(第26条)	②	2019/12/5	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。また、有毒ガスに対する防護対策についても確認していく。	
放射性廃棄物処理施設(第27条)	④	2019/7/25		
監視設備(第31条)	②	2015/4/2	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
保安電源(第33条)	④	2019/3/14		
緊急時対策所(第34条)	②	2019/12/5	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。また、有毒ガスに対する防護対策についても確認していく。	
通信連絡設備(第35条)	②	2015/3/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1)設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第28～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注2)チェックリスト的に用いるものではない。その時点で審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合	現時点における主な論点			
有効性評価 (37条)	PRA	Lv 1	④	2019/11/28			
		Lv 1.5	④				
		停止時	④				
		地震	④				
		津波	④				
	事故シーケンスグループ及び重要事故シーケンス	④					
	解析コード	③	2015/10/15	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
	限界温度、限界圧力	③	2019/12/10				
	炉心	高压・低圧注水機能喪失	③	2019/11/28	●炉心損傷前における外部水源を用いた格納容器スプレイの実施の考え方や格納容器フィルタベントを停止するときの判断基準等を含めて、ベント戦略全体の妥当性について確認していく。		
		高压注水・減圧機能喪失	③				
全交流動力電源喪失		③					
崩壊熱除去機能喪失		③					
原子炉停止機能喪失		③					
LOCA時注水機能喪失		③					
格納容器バイパス (ISLOCA)	③						
CV	過圧・過温破壊	③	2019/12/10	●先行プラントの説明内容と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
	DCH	③					
	FCI	③	2020/1/23	●原子炉圧力容器への注水手段がない場合の原子炉減圧の考え方や、原子炉圧力容器破壊前の初期水張り高さの考え方等について確認していく。			
	MCCI	③					
	水素燃焼	②	2015/1/27	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。			
SFP	想定事故1	③	2019/10/8				
	想定事故2	③					
停止時	崩壊熱除去機能喪失	③	2019/11/12	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。			
	全交流動力電源喪失	③					
	原子炉冷却材の流出	③					
	反応度誤投入	③					
設備・技術的能力	1.0	43条	共通	②	2019/12/24	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。	
	1.1	44条	ATWS	③	2019/11/28	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
	1.2	45条	高压時冷却	③			
	1.3	46条	減圧	③			
	1.4	47条	低圧時冷却	③			
	1.5	48条	最終ヒートシンク	③			
	1.6	49条	CV冷却	②	2020/1/23	●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性について確認していく。	
	1.7	50条	CV過圧破壊防止 (FCVS)	②	2019/12/10	●先行プラントの対策と大きな差がなく、現時点において論点はない。引き続き、事実関係等について確認していく。	
	1.8	51条	CV下部注水	③	2020/1/23		
	1.9	52条	CV水素対策	②	2015/1/27		
	1.10	53条	RB水素対策	②	2015/8/4		
	1.11	54条	SFP	②	2019/10/8		
	1.12	55条	建屋外Ri抑制	①	-		●今後、大規模損壊の審査と併せて、設備・手順等の妥当性について確認していく。
	1.13	56条	水源	②	2020/1/23		●まだ全体の説明がなされておらず論点は特定されていない。今後、有効性評価の審査と併せて、設備・手順等の妥当性について確認していく。
	1.14	57条	電源	②	2020/1/23		
	1.15	58条	計装	②	2020/1/23		
	1.16	59条	原子炉制御室	②	2019/12/5		
	1.17	60条	監視測定	②	2015/4/2		
	1.18	61条	緊急時対策所	②	2019/12/5		
1.19	62条	通信連絡	②	2015/3/24			
2			大規模損壊	①	-	●有効性評価及び設備・技術的能力(本審査項目を除く。)の審査が概ね終了した後に、事業者から説明がなされる予定	
共通	地質(第38、39条)			④	2016/1/15		
	地震動(第38、39条)			②	2020/1/21	●地震動(第3、4条)を参照。	
	津波(第40条)			②	2020/1/28	●津波(第5条)を参照。	
	火災(第41条)			①	-	●内部火災(第8条)の議論を踏まえ、今後、事業者からSA火災(41条)について説明がなされる予定。	

※①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)
 (注1) 設置許可基準規則第二章「設計基準対象施設」のうち第13条、第15条、第18～22条、第25条、第28～30条、第32条及び第36条は、新規制基準による規制要求内容の変更等がなく審査対象外である。
 (注2) チェックリスト的に用いるものではない。その時点で審査の全体像を示すものである。ステイタスが④であっても、審査の過程で追加の課題が出てくると、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

日本原燃(株)再処理施設 事業変更許可(新規制基準適合性審査)に係る審査状況【令和2年1月9日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合開催日	現時点における主な論点	
核燃料物質の臨界防止(第2条)		④	2019/11/25		
遮蔽等(第3条)		④	2019/12/10		
閉じ込めの機能(第4条)		④	2019/11/25		
火災等による損傷の防止(第5条)		④	2019/12/10		
【地質】 安全機能を有する施設の地盤(第6条) 地震による損傷の防止(第7条)	敷地の地質・地質構造	④	2018/7/13		
	敷地周辺の地質・地質構造	④	2019/12/20		
【地震動】 安全機能を有する施設の地盤(第6条) 地震による損傷の防止(第7条)	地下構造	④	2018/7/13		
	震源を特定して策定する地震動	④	2018/7/13		
	震源を特定せず策定する地震動	④	2018/7/13		
	基準地震動	④	2018/7/13		
	地盤・斜面の安定性	③	2019/12/20	事業者は、耐震重要施設である「再処理設備本体用安全冷却水系冷却塔A」の設置場所を変更して、新たに設置することになったため、これまでの評価への影響について整理しているところであり、事業者が整理した段階でその内容を確認していく。	
	耐震設計方針	④	2019/11/25		
津波による損傷の防止(第8条)	地震による津波	④	2018/7/13		
	地震以外による津波	④	2018/7/13		
	基準津波	④	2018/7/13		
	耐津波設計方針	④	—		
安全機能を有する施設 外部からの衝撃による損傷の防止(第9条)	竜巻	④	2019/11/25		
	火山事象	火山事象	④	2019/10/25	
		火山事象設計方針	④	2019/11/25	
	外部火災	④	2019/11/25		
	その他自然現象と人為事象	④	2019/11/25		
再処理施設への人の不法な侵入等の防止(第10条)		④	2019/12/10		
溢水による損傷の防止(第11条)		④	2019/11/25		
化学薬品の漏えいによる損傷の防止(第12条)		④	2019/12/10		
誤操作の防止(第13条)		④	2019/11/25		
安全避難通路等(第14条)		④	2019/11/25		
安全機能を有する施設(第15条)		④	2019/12/10		
運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止(第16条)		④	2019/11/25		
使用済燃料の貯蔵施設等(第17条)		④	2019/12/10		
計測制御系統施設(第18条)		④	2019/11/25		
安全保護回路(第19条)		④	2019/11/25		
制御室等(第20条)		④	2019/12/24		
廃棄施設(第21条)		④	2019/12/10		
保管廃棄施設(第22条)		④	2019/12/10		
放射線管理施設(第23条)		④	2019/12/10		
監視設備(第24条)		④	2019/12/17		
保安電源設備(第25条)		④	2019/11/25		
緊急時対策所(第26条)		④	2019/12/17		
通信連絡設備(第27条)		④	2019/12/24		
その他の変更		④	2019/12/24		

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。「④概ね審査済み(灰色)」であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

日本原燃(株)再処理施設 事業変更許可(新規制基準適合性審査)に係る審査状況【令和2年1月9日時点】

審査項目		ステイタス※	直近の審査会合開催日	現時点における主な論点	
重大事故等の拡大の防止等(第28条)	事象選定	③	2020/1/9	事業者は、評価条件のうち除染係数の設定の考え方及び重大事故の連鎖に係る検討項目について、異なる取扱いをしている箇所があったことから改めて整理しているところであり、事業者が整理した段階でその内容を確認していく。	
	臨界事故	③	2020/1/9		
	蒸発乾固	③	2019/12/24		
	水素爆発	③	2019/12/17		
	有機溶媒火災等	③	2020/1/9		
	使用済燃料貯蔵槽の冷却等	③	2020/1/9		
	放射性物質の漏えい	③	2020/1/9		
	同時に又は連鎖する事故	③	2020/1/9		
重大事故等防止技術的能力基準1.0項		④	2020/1/9		
火災等による損傷の防止(第29条)		④	2019/12/24		
【地質】 重大事故等対処施設の地盤(第30条) 地震による損傷の防止(第31条)		④	2019/12/20		
【地震動】 重大事故等対処施設の地盤(第30条) 地震による損傷の防止(第31条)		④	2018/7/13		
津波による損傷の防止(第32条)		④	2018/7/13		
重大事故等対処設備(第33条)		③	2019/12/24		
重大事故等対処施設及び重大事故等対処に係る技術的能力	臨界事故の拡大を防止するための設備(第34条)	重大事故等防止技術的能力基準1.1項	③	2020/1/9	事業者は、各重大事故等対処設備の設計条件等について、重大事故の想定箇所の特定における考え方、対処の目的等を踏まえて整理しているところであり、事業者が整理した段階でその内容を確認していく。
	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備(第35条)	重大事故等防止技術的能力基準1.2項	③	2019/12/24	
	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備(第36条)	重大事故等防止技術的能力基準1.3項	③	2019/12/17	
	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備(第37条)	重大事故等防止技術的能力基準1.4項	③	2020/1/9	
	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備(第38条)	重大事故等防止技術的能力基準1.5項	③	2020/1/9	
	放射性物質の漏えいに対処するための設備(第39条)	重大事故等防止技術的能力基準1.6項	③	2020/1/9	
	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備(第40条)	重大事故等防止技術的能力基準1.7項	③	2020/1/9	
	重大事故等への対処に必要な水の供給設備(第41条)	重大事故等防止技術的能力基準1.8項	③	2020/1/9	
	電源設備(第42条)	重大事故等防止技術的能力基準1.9項	③	2019/12/24	
	計装設備(第43条)	重大事故等防止技術的能力基準1.10項	③	2020/1/9	
	制御室(第44条)	重大事故等防止技術的能力基準1.11項	③	2019/12/24	
	監視測定設備(第45条)	重大事故等防止技術的能力基準1.12項	③	2019/12/17	
	緊急時対策所(第46条)	重大事故等防止技術的能力基準1.13項	③	2019/12/17	
	通信連絡を行うために必要な設備(第47条)	重大事故等防止技術的能力基準1.14項	③	2019/12/24	
	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応(重大事故等防止技術的能力基準2項関係)		④	2020/1/9	

※ ①審査に未着手(赤色)、②一部説明聴取済&コメント回答の審査中(黄色)、③一通り説明聴取済&コメント回答の審査中(緑色)、④概ね審査済み(灰色)

(注)チェックリスト的に用いるものではない。その時点での審査の全体像を示すものである。「④概ね審査済み(灰色)」であっても、審査の過程で追加の課題が出てくること、ステイタスが例えば④から②へ変わることもあり得る。

当面の審査会合等の進め方について

令和2年4月8日

原子力規制庁

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応として、当面の審査会合等¹は透明性を確保しつつ以下の方針で行うこととしたい。

なお、本方針は、今後の状況に応じて柔軟に見直すものとする。

2. 当面の審査会合等の進め方（案）

審査会合等は、（1）のテレビ会議・電話会議での開催を基本とするが、（1）での開催が難しい場合又は必要に応じて、（2）、（3）の方法を活用して行う。なお、審査会合等における一般傍聴の受付は行わない。

（1）テレビ会議・電話会議

- テレビ会議又は電話会議により会合を開催する²。
- 会合は、原則としてインターネット動画サイトによる生中継を行う³。
- 申請者からの資料は事前に提出を受け、公開する⁴。

（2）申請者側の人数を限定した審査会合（テレビ会議・電話会議を補足的に活用する）

- 地質図等、細かい図面をスクリーンに投影し指示しながらの議論が必要な会合については、委員及び職員の感染防止並びに出席者の移動による感染の拡大防止の観点から、

¹ 新規規制基準適合性に係る審査会合、輸送容器に関する審査会合、事故トラブル事象への対応に関する公開会合、特定原子力施設監視・評価検討会、東海再処理施設安全監視チーム、もんじゅ廃止措置安全監視チーム、経年劣化管理に係るATENAとの実務レベルの技術的意見交換会をいう（以下同じ。）。今後、成立性を確認した上で、必要に応じ、他の会合へも拡張する。

² 外部有識者もテレビ会議又は電話会議で参加することを可能とする。

³ 従来どおり、機材が不足する場合等は、事後的に録音・録画をインターネット動画サイトに掲載することにより公開する。

⁴ 視聴者の理解を助ける観点から、発言者（規制庁の〇〇、××電力の▽▽）や議論の対象（資料□の○ページ）を明確化するよう発言を心がける。

申請者側の説明者を2名程度に限定した上で、対面形式で開催する。

○会合は、通常の審査会合等と同様に、インターネット動画サイトによる生中継を行う。

○会合資料に関しては、(1)と同様とする。

○説明者が絞られることで補足説明等が必要となる場合は、テレビ会議又は電話会議により補足説明を受ける（この会議の取扱いは、(1)に準ずる。）。

(3) 書面審査

○特定重大事故等対処施設に係る審査などセキュリティの観点からテレビ会議・電話会議を利用できない場合、又は原子力規制庁の判断事項・指示事項が明らかである場合は、審査会合等に出席している委員の了解を得て、担当指定職名で、判断事項・指示事項を書面で申請者に送付する。送付した書面は原子力規制委員会ホームページ上で公開⁵する。

○送付した書面に対する回答は文書で求め、回答文書は原子力規制委員会ホームページ上で公開する。

3. ヒアリングの取扱い

ヒアリングはテレビ会議・電話会議での開催を基本とするが、審査会合等に比べて実施数が多いため、自動文字起こしソフトを用いた議事録（自動文字起こし結果）を作成し、公開する⁶。

また、特定重大事故等対処施設に係るヒアリングについては、2. (3)に準ずる。

4. 今後の予定

以上の取扱いについて了承いただいた場合には、今後、審査会合等の相手方とシステムの接続確認を行うなど会合の成立可能性を確認した後、会合の日程を調整し、日程を公表の上、会合を開催する。

⁵ セキュリティ等の観点から非公開とすべき情報については、必要な処理を施した上で公開する。

⁶ 機材等が不足する場合等は、議事概要を作成し公開する。